

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		施設等の原状等の変更等の許可
根拠法令及び条項		新座市スポーツ施設条例第7条 利用権利者又は利用者は、施設等の原状を変更し、又は特別の設備を付加してはならない。ただし、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の場合は、許可しない。 (1) 利用権利者は、その利用が終わったときに速やかに当該利用に係る施設等を原状に復せないとき。 (2) 準備に要する時間が他の利用者の使用時間に及ぶとき。 (3) その他上記(1)・(2)に準じると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月11日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)